

審 議 会 会 議 録

会議名称	平成29年度第1回伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会		
議 題	諮問事項（仮称）伊達市の債権の管理に関する条例における個人情報の取扱いについて		
開催日時	平成29年8月22日（火） 15時00分～15時55分		
場 所	伊達市市民活動センター交流室3		
出席者	出席委員 5名、事務局 5名、説明員 2名（収納対策室長、都市住宅課長）		
	所管部課名	総務部職員法制課	
公開 非公開 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	1名
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	

【会議の概要】

1 開会宣言（総務部長）

2 会長あいさつ

3 諮問事項

・（仮称）伊達市の債権の管理に関する条例における個人情報の取扱いについて

(1) 事務局から諮問に至った経緯等を説明し、諮問内容については収納対策室長から別添の諮問資料に基づき説明した。主な説明点は次のとおりであった。

- ① 公債権と私債権の取扱いの違いと、債権を管理する上での情報の共有化の必要性
- ② 条例で情報の共有化を規定することにより、共有化を可能とする。
- ③ 共有化をする滞納債権情報には条件を付け、また、全ての滞納者を情報共有化の対象とはしない。
- ④ 共有化する情報の管理については、市の情報セキュリティポリシーに則り、各種の安全管理を図る。
- ⑤ 滞納債権情報の共有化により、効率的かつ適切な滞納処分や法的措置が可能となり、滞納者の債務解消のほか、福祉的支援に繋げるなどのより踏み込んだ対応の可能性も考えられる。

(2) 質疑応答

委 員： 徴収したものを公債権と私債権に割振りすることは法的に可能なのか。

説明員： 条例制定によりできるものと考えている。

委 員： 公債権に徴収の優先権があるのではないのか。

説明員： それぞれに充当する額について納付交渉することは可能である。滞納者の中には、納付できる額を示されて、割振りを市に任せる方も多い。水道料金や住宅使用料を優先させた方が良いときもある。

委 員： 市の職員以外の者が徴収に来るとなると市民も不安になると思うが、市の内部で職員が情報共有するのは良いと思うし、そうあるべきだと思う。

委員：何もせずにいると良くならない。このことで収納率向上に繋がるのであれば良いと思う。

委員：税金を払わない方は払わないことに慣れてしまっている感があるし、お金があっても払わない方もいる。市内部で情報を共有して知っておくことは必要だと思う。

委員：滞納などの情報は本人から聞けばよいのでは。

委員：市が介入しないと払わない方もいる。

委員：情報を共有していても、滞納処分などは個別にしなければならない。

説明員：それぞれの法や部署の権限の範囲内でできることをきちんとするために、情報を共有して持っておくことも必要と考えている。市営住宅の使用料では、住基や戸籍しか調べられない。税の滞納情報などを知ることができれば、より効率的に滞納整理をすることができるので、情報の共有化は進めていきたい。

委員：法的に縛りがあるとは思いますが、やらないと進まないところもある。

説明員：どのような情報をどうやって共有するのかなど、詳細についてはこれから詰めていく。

委員：市の職員は異動があるので、情報共有の方法などの引き継ぎはきちんとしなければならない。

説明員：きちんとルール化していく。

委員：資料では市債権を3つに分けている。地方自治法に規定されているものが公債権ではあるが、公債権を2つに区分する仕方には法的な根拠はあるのか。

説明員：公債権のうち、それぞれ個別の法律の徴収規定の中で「国税徴収法の例による」などとされているものが強制徴収公債権であり、税法の適用が謳われていないものが非強制徴収公債権となり、公債権ではあるが滞納処分はできない。

委員：一般市民からすると徴収されるものはみんな同じで、区分けを理解するのはなかなか難しい。

説明員：市営住宅の使用料は、国でも見解が分かれているところではあるが、裁判において、私的契約と同じであり私債権であるとの判決が出ている。水道料金も私債権である。

委員：情報を共有することは良いと思うが、その後の納付額の割振りは、法的に難しいのでは。

説明員：裁判所からの支払い督促をすることで納付された例もでてきている。納付交渉の中で私債権に回せればと思う。

委員：滞納者本人には、情報共有していることは知らせるのか。

説明員：現在のところ、知らせる予定はない。

委員：払えるのに払わない方から徴収するには、情報共有することは必要だ。

委員：情報共有したことで即私債権の収納率向上に繋がるかは不明だ。

説明員：税などの公債権には調査権があるが、私債権には無いので、情報共有化により私債権側にはメリットがある。私債権側が公債権の情報を知ること、放棄すべき債権かどうかの判断もできる場合がある。

委員：市では現在滞納処分は結構しているのか。

説明員：預金の差し押さえなどは頻繁にしているが、競売の実績は無い。

委員：セキュリティ対策の「機密性3」とは、どの程度のレベルなのか。

説明員：市の規程の中では最も厳重なレベルで、個人番号を扱うものと同じレベルである。扱うパソコン端末は、インターネットには繋がらず、起動には指紋認証を用いている。USBの読み込みや書込みもできない端末である。

議論のあった点を踏まえ、諮問のあったこの件については「適当である」と答申することで全委員が了承した。

なお、事務局で答申案を整理し、答申前に各委員が内容を確認することとなった。

4 その他

本年9月末で委員の任期が満了となるが、各委員から再任についての承諾（議会推薦委員については内諾）をいただいたことから、事務局から次期委員就任について再度お願いをした。

また、10月上旬に本年度第2回の審査会を開催する予定であり、日時等詳細については後日調整の上連絡することを伝えた。

5 閉会

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

日 時 平成29年 8 月22日(火)午後 3 時～

会 場 伊達市市民活動センター交流室 3

1 開 会

2 あいさつ (会長)

3 諮問事項

(仮称)伊達市の債権の管理に関する条例における個人情報の取扱いについて

4 その他

5 閉 会

写

伊 職 号

平成29年 8月10日

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

会 長 渡 邊 源 之 様

伊達市長 菊 谷 秀 吉

伊達市個人情報保護条例に係る個人情報の取扱いに関することについて（諮問）

伊達市個人情報保護条例第9条第1項第6号の規定に基づき、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

（仮称）伊達市の債権の管理に関する条例における個人情報の取扱いについて

2 諮問の内容

別紙のとおり

(仮称) 伊達市の債権の管理に関する条例の個人情報の取扱いについて

背景

増加する各種滞納（未納）債権について、市民全体の公平な負担という観点から滞納額の縮減に取り組むため、平成24年度に「伊達市市税等収納対策会議」を設置し、債権に関する勉強会や市税徴収を担当する収納対策室納税係のノウハウ提供、徴収業務におけるアドバイス等の実施など、全庁的に収納率向上と滞納額縮減に取り組んで参りました。その結果、いずれの債権も収納率が改善したり、改善傾向にある状況となりました（別表1）。一方で、債務が解消されない納税者・納入者も継続して存在しており、このような債務が所管課の困難案件として残る事案も多くなっております。

同一人物に滞納債権が重複する場合は、それぞれの債務が相互に滞納者にとっての負担となることが容易に想像できますが、とりわけ公債権と私債権に債務がある場合は、法令等の制約から所管課において連携がとりにくい現状があることから、滞納者に関する情報の共有化を規定に含む標記の条例を制定する予定であります。

目的

同一人物に滞納債権が重複する場合の抜本的な債務解消のためには、それら債務全体と収入や生活状況を詳細に把握した上で納付計画・徴収対策を講じる必要がありますが、条例中に滞納者に関する情報の共有化について規定することにより、所管課において滞納処分や強制執行といった法的措置を実施するにあたり、そのタイミングや内容についても滞納債権を相互に把握することができ、市としてより効率的かつ適切な滞納処分や法的措置が可能となります。情報共有によって前述の債務解消を目指すことはもちろんですが、そのような徴収業務を通して福祉的支援の必要性の判断など、滞納処分や法的措置だけでなく、市としてそれまでよりも踏み込んだ対応が可能となることも考えられます。

個人情報の取扱方針

【個人情報の取扱方法等】

① 徴収業務の協力体制の構築及び指導助言

収納対策室は所管課から収集した滞納債権の情報を集約し、収納対策室又はその他の債権担当部署から収集した滞納債権情報と照らし合わせて、所管課が効果的、効率的及び継続的な徴収業務を行えるよう指導助言を行います。

② 個人情報の提供

①での指導助言に際して、収納対策室は収集した滞納債権情報と併せて個人情報を必要に応じて提供します。提供する情報は、次に掲げるものとします。

- (1) 債権の名称
- (2) 債権の滞納金額（未納期別）
- (3) 滞納者の住所（実際の居所を含む。）及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、生年月日、性別
- (4) 電話番号
- (5) 納付又は納入の履歴
- (6) 滞納処分又は強制執行等の措置の状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市の債権の管理上市長等が必要であると認める事項

③ 所管課が収納対策室等に提供する滞納債権情報は、概ね次の基準によるものとします。

- (1) 滞納債権が滞納繰越として年度を超えて繰越している滞納者の債務であり、かつ、市からの催告に対して納付方法等の相談もなく、また納付されていないもの
- (2) 滞納債権の時効が迫っており、早急に納付相談、滞納処分や強制執行、その他の対策を行う必要が

あるもの

(3) 地方税法第13条の2の繰上徴収の要件に該当するもの

【セキュリティ対策について】

各所管課から提供された滞納者情報については、原則として電子データによるものとし、主に収納対策室が名寄せを行い管理します。これらの情報は、伊達市情報セキュリティ対策基準における「機密性3」の分類に属する情報として次のとおり取り扱います。

① 物理的安全管理

収集及び提供した情報は、セキュリティ対策を講じられた環境において管理する。滞納者本人の納付等によって保有する必要がなくなった場合には、速やかにこれを廃棄する。

② 人的安全管理

滞納者情報は、滞納関係事務の担当者に限り取り扱うものとする。取り扱う端末は個人番号利用事務系端末とする。

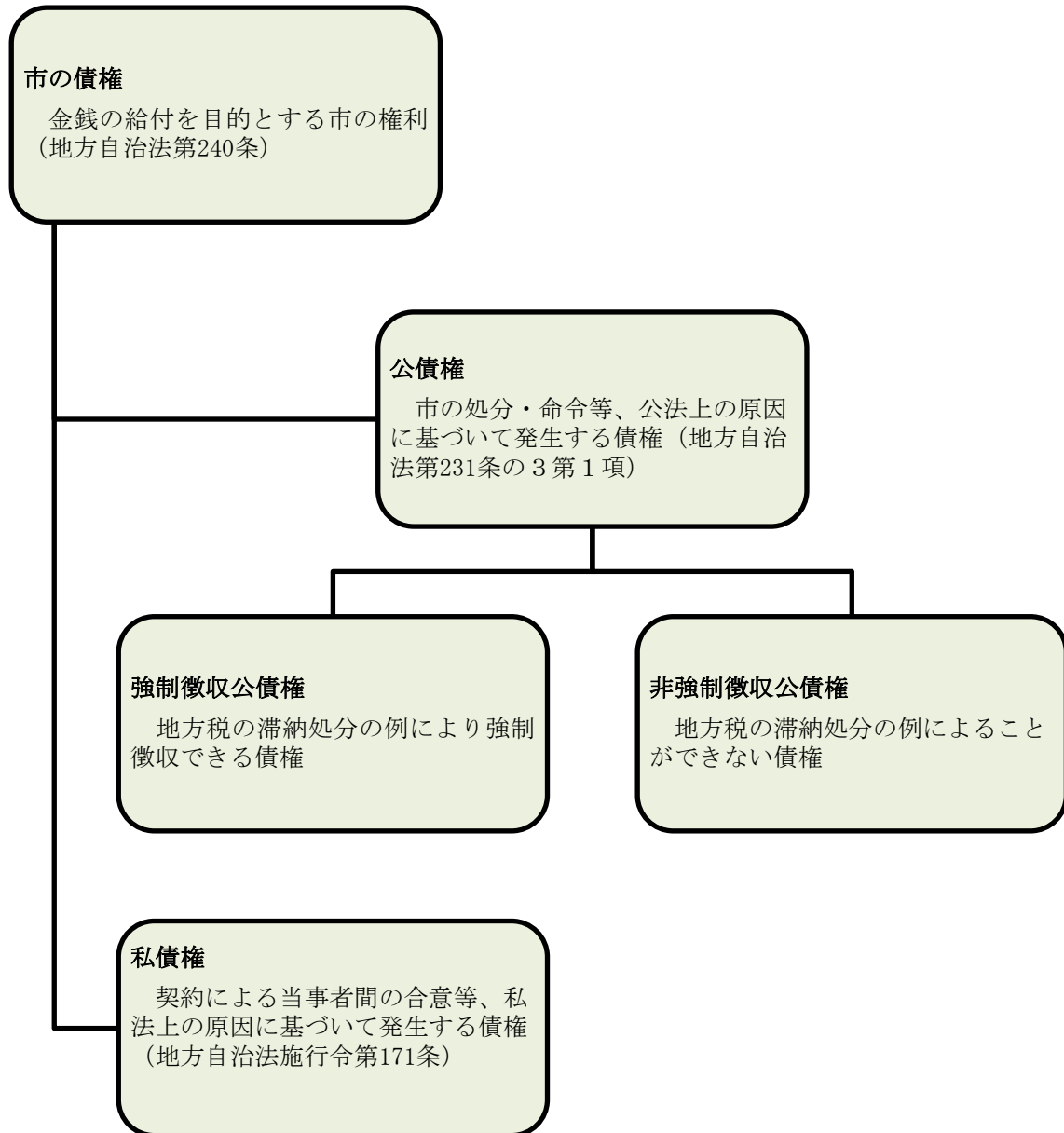
③ 組織的安全管理

個別の案件に応じて関係課を限定し、他課に提供することを禁ずる。

④ 技術的管理

情報管理部門の協力をもらい、前述の安全管理措置を講じた環境を構築する。

別添資料



主な債権の分類例

区分	債権名
強制徴収公債権	市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料 保育児童入所費負担金（保育料）、下水道事業受益者負担金・分担金 下水道使用料、道路占用料
非強制徴収公債権	生活保護費返還金、し尿処理手数料
私債権	市営住宅家賃、市営住宅駐車場使用料、市営住宅修繕個人負担金 水道使用料、簡易水道使用料、温泉使用料、学校給食費、放課後児童対策事業費負 担金、ケーブルテレビ使用料、アイヌ住宅新築資金等貸付金